

## 専任教員の研究旅費

【作成基準：2013年度実績】

(表32)

学部・研究科等		国外留学※		国内留学		学会等出張旅費		備 考
		長期	短期	長期	短期	国外	国内	
文学部・文学研究科	総 額	0	2,100,000	—	—	4,389,460	879,650	国外留学短期：特別研究2名
	支 給 件 数	0	2	—	—	30	23	
経済学部・経済学研究科	総 額	0	600,000	—	—	2,570,590	2,917,420	国外留学短期：特別研究1名
	支 給 件 数	0	1	—	—	13	96	
社会学部・社会学研究科	総 額	0	1,200,000	—	—	2,286,346	2,569,733	国外留学短期：特別研究2名
	支 給 件 数	0	2	—	—	9	56	
法学部・法学研究科	総 額	0	0	—	—	2,967,903	1,965,105	
	支 給 件 数	0	0	—	—	17	51	
国際学部・国際学研究科	総 額	3,000,000	600,000	—	—	3,839,726	1,308,810	国外留学長期：在外研究1名
	支 給 件 数	1	1	—	—	27	36	国外留学短期：特別研究1名
心理学部・心理学研究科	総 額	0	0	—	—	1,462,379	1,845,430	
	支 給 件 数	0	0	—	—	7	44	
教養教育センター	総 額	0	2,100,000	—	—	1,642,609	2,299,690	国外留学短期：特別研究2名
	支 給 件 数	0	2	—	—	10	63	
法務職研究科	総 額	0	0	—	—	150,000	292,240	
	支 給 件 数	0	0	—	—	3	7	
計	総 額	3,000,000	6,600,000	—	—	19,309,013	14,078,078	
	支 給 件 数	1	8	—	—	116	376	

[注] 1 2013年度の実績をもとに作表してください。

2 教員研究旅費には、前表「専任教員の研究費」(表31)は含めないでください。

3 それぞれの研究旅費の支給条件(例えば、受給資格、支給額の上限等)を備考欄に注記してください。

4 留学の「長期」とは、1年以上のものをいい、1年未満を「短期」とします。

**【明治学院大学 注記】**

1. 明治学院大学においては、国内留学（長期／短期）は存在しない。
2. 各研究旅費の支給条件は下記のとおり。

## [国外留学] 支給条件

## ※1 特別研究制度：

1. 本学の満7 歳未満の専任教員であって、任期の定めのない専任講師以上の本学教員として6 年以上勤務（通常の校務に従事）したものは、7 年目毎に本制度の適用を受けることができる。
2. 本制度の適用を受けた研究者のうち、当該年度内に、連続して90 日以上国外において研究を行うものには、本人の願出により、国外研究補助金を支給することができる。本補助金60 万円の支給は、当該年度につき、1 回限りとする。
3. 就任時の年齢が満47 歳未満であり、明治学院大学在外研究員規則（以下「在外研究員規則」という。）による在外研究員に補されたことのない者が、180 日以上国外において研究を行う場合は、1 回に限りこれを適用し、本補助金の金額は在外研究員規則第4 条第1項第1号に掲げる金額（300万円）の5 割とする。

## ※2 在外研究制度：

1. 任期の定めのない准教授または専任講師として本学に就任したもので就任後満3 年を経過していること、また適用年度以前に「特別研究」あるいは「在外研究」の適用を受けていないこと。
2. 在外研究の期間は、1 ヶ年とする。この期間は、原則として、1 学年度とする。
3. 以上の条件に基づき、在外研究に要する費用として、1 名につき「学校法人明治学院旅費規程」に定める宿泊料と航空賃とし、300 万円を上限とする。

## [学会等出張旅費]

- \* 学会出張旅費：専任教員1 人につき上限150,000円 / 翌年度まで最大150,000円まで繰越可
- \* 海外研究発表旅費：専任教員1 人につき上限150,000円